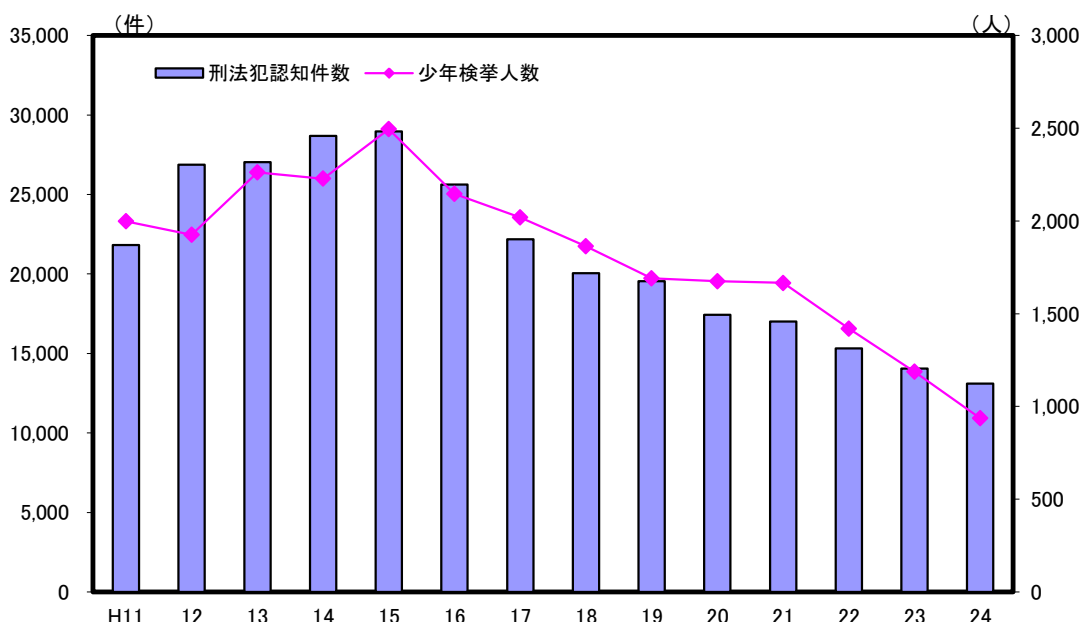


熊本県の刑法犯認知件数と少年検挙人員数の推移



解 説

【概要】

本県の平成24年刑法犯認知件数（交通業過を除く）は13,104件、検挙件数は5,551件、検挙人員数も3,957人となり、いずれも前年より減少した。

検挙率は前年の44.0%から1.6ポイント減の42.4%となっている。

なお、本県では、検挙人員のうち少年の割合が23.7%と、全国の22.8%に比べ高くなっている。

○刑法犯

「刑法」、「爆発物取締罰則」、「決闘罪に関する件」、「暴力行為等処罰に関する法律」、「盗犯等の防止及び処分にに関する法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

ただし、ここでいう刑法犯には、交通関係の業務上過失致死傷罪（交通業過）は含まれていない。

○認知件数

警察において発生を認知した事件の数。

○検挙件数

刑法犯について、事件を送致・送付又は微罪処分に必要な捜査を遂げた事件の件数をいい、解決事件の件数を含む。

○検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係るもの含まない。

○検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合。

○検挙人員のうち少年

犯行時年齢及び処理時年齢がともに14歳以上20歳未満の者。

資料出所	調査期日	調査周期
「平成24年の犯罪」 警察庁	平成24年	毎年